

## 清瀬市規則第 25 号

### 清瀬市受動喫煙防止条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、清瀬市受動喫煙防止条例（令和 2 年清瀬市条第 28 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の定義は、条例において使用する用語の例による。

(子どもの受動喫煙防止における施設等)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項第 3 号に規定する施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う施設及び同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設
- (2) 東京都認証保育所事業実施要綱（平成 13 年 5 月 7 日付 12 福子推第 1157 号）に規定する認証保育所
- (3) 清瀬市立学童クラブ条例（平成 10 年清瀬市条例第 11 号）に規定する清瀬市立学童クラブ
- (4) 清瀬市子どもの発達支援・交流センター条例（平成 21 年清瀬市条例第 2 号）に規定する清瀬市子どもの発達支援・交流センター
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める施設  
(喫煙制限に係る路上の定義)

第 4 条 条例第 9 条第 1 項に規定する施設の敷地に隣接する路上及び条例第 12 条第 1 項で規定する重点地区の路上とは、次の各号のとおりとする。

- (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 3 号及び第 4 号に規定する道路
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認めたもので、当該地権者等その土地について権利を有するものが承認したものの  
(喫煙制限から除外する公共施設等の範囲等)

第5条 条例第10条第1項に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 清瀬市営住宅条例（平成9年清瀬市条例第26号）に規定する市営住宅（居住部分に限る。）
- (2) 清瀬市高齢者住宅条例（平成9年清瀬市条例第28号）に規定する高齢者住宅（居住部分に限る。）  
（受動喫煙防止重点地区の指定）

第6条 条例11条第1項の規定による受動喫煙防止重点地区は、別図のとおりとする。

（指導及び勧告の方法）

第7条 条例第13条の指導は口頭により、勧告は清瀬市受動喫煙防止条例に基づく勧告書の交付により行う。

（様式）

第8条 この規則の施行について必要な書類等の様式は、別に定める。  
（委任）

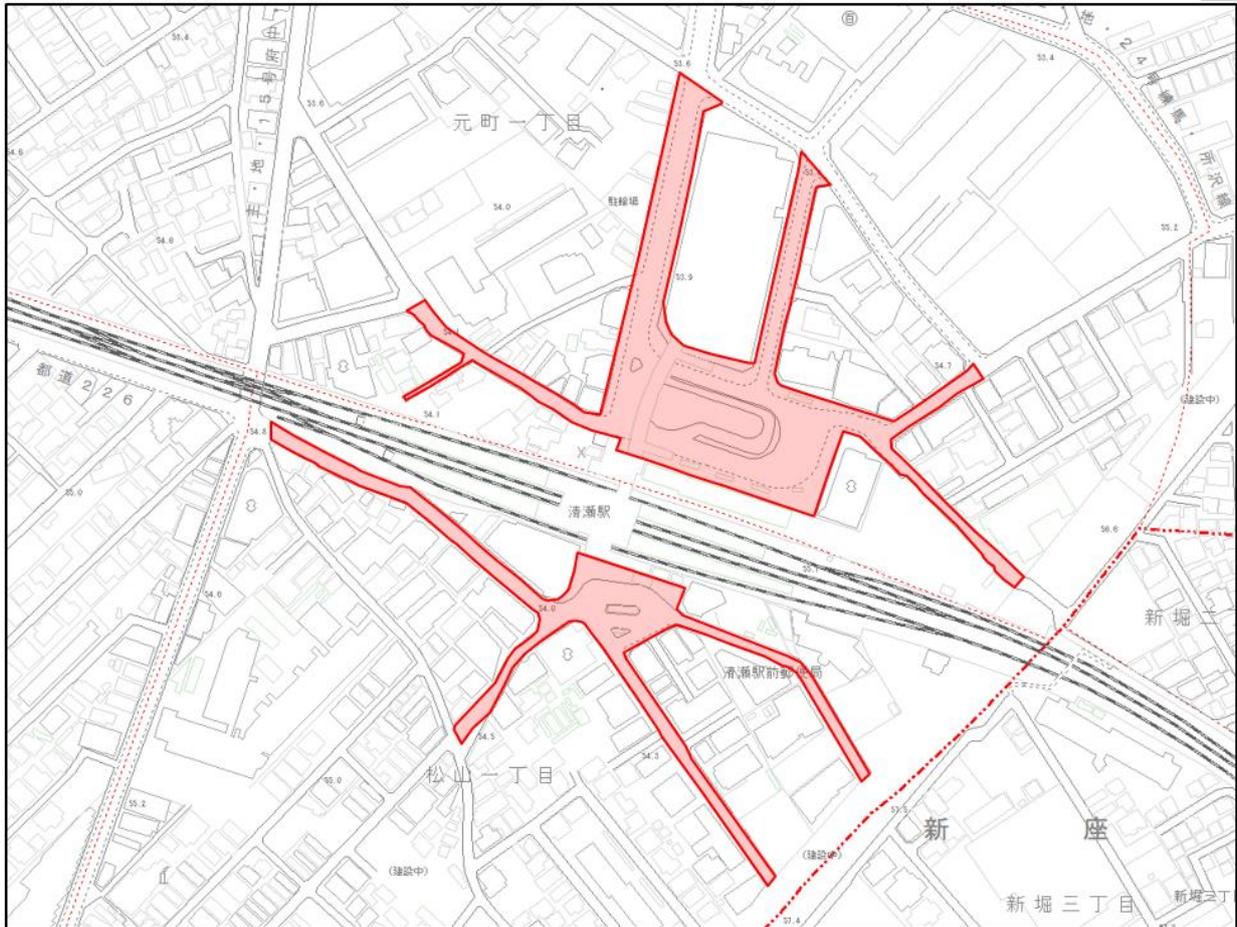
第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別図（第6条関係）

受動喫煙防止重点地区（清瀬駅周辺）



受動喫煙防止重点地区（秋津駅周辺）

